

事務連絡
令和3年6月11日

国民健康保険中央会
社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省保険局医療課

血友病の患者に対するリハビリテーションに係る
保険診療上の取扱いについて（依頼）

心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料（以下、「疾患別リハビリテーション料」という。）の対象となる患者のうち、特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）別表第九の八第一号に掲げる患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合（同告示別表第九の九第一号）においては、疾患別リハビリテーション料に規定する標準的算定日数を超過して所定点数を算定することができることとされています。

血友病の患者については、重篤な臓器出血や運動器出血が生じる可能性があることから、しばしばベッド上での安静が必要となり、出血がコントロールされた後には、多くの場合、リハビリテーションが必要となります¹⁾。また、血友病の患者に対するリハビリテーションは、当該患者の身体機能及びADLの維持、向上等に極めて重要²⁾とされているところです。

疾患別リハビリテーション料に係る診療報酬明細書の審査に当たっては、これらの知見を踏まえ、関係学会のガイドライン等も参考に、個々の症例に応じて、医学的に適切な判断をしていただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の写しを地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）、都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）、全国健康保険協会本部及び健康保険組合連合会本部宛て送付することを申し添えます。

（参考文献）

- 1) 「後天性血友病 A 診療ガイドライン 2017 年改訂版」（日本血栓止血学会）
- 2) Frontiers in Hemophilia, vol.3 No.2 (2016-9)